

姫路市地域公共交通会議離島航路分科会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号ほか。以下「補助金交付要綱」という。）に定める離島航路に係る生活交通確保維持改善計画（以下「生活交通確保維持改善計画」という。）の作成及び本市離島航路の維持、改善に関する協議を行うため、姫路市地域公共交通会議離島航路分科会（以下「離島航路分科会」という。）を設置し、離島航路分科会の組織、運営その他離島航路分科会に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 離島航路 海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条に基づき許可を受けた、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域内の離島と本土間又は当該離島相互間を運航する航路で、姫路市の行政区域内を運航する航路をいう。
- (2) 離島航路事業者 離島航路において海上運送法第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業を営む者をいう。

(所掌事務)

第3条 離島航路分科会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 生活交通確保維持改善計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 補助金交付要綱に定める地域公共交通確保維持改善事業を行うために必要な調査等に関する事項
- (3) 姫路市離島航路補助に関する事項
- (4) 離島航路分科会の運営方法その他離島航路分科会が必要と認める事項

(組織)

第4条 離島航路分科会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 離島航路事業者の代表者又はその職員
- (2) 市民又は利用者の代表
- (3) 国の関係地方行政機関の職員
- (4) 兵庫県知事部局の職員
- (5) 市長又はその指名する者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第6条 離島航路分科会に、会長を置く。

- 2 会長には姫路市都市局交通計画部長をもって充てる。
- 3 会長は、離島航路分科会の会務を総理し、離島航路分科会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 離島航路分科会は会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 離島航路分科会は、委員の総数の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、会長が必要と認める場合は、会長が書面（電磁的記録を含む。）による賛否を求めて、会議に代えることができる。
- 3 離島航路分科会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、特に必要があると認めるときは、離島航路分科会の会議に委員以外の者を出席させ、その意見又は説明を聞くことができる。
- 5 離島航路分科会の会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、公開しないことができる。

(経費の負担)

第8条 離島航路分科会に係る経費は、補助金、負担金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第9条 次条に掲げる事項が生じる場合、離島航路分科会に監査委員を2名置く。

- 2 離島航路分科会の出納監査は、会長が指名する監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第10条 離島航路分科会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第11条 離島航路分科会の庶務は、都市局において処理する。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、議事の手続その他離島航路分科会の運営に関し必要な事項は、離島航路分科会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成27年1月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年5月27日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年5月23日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月23日から施行する。